

# 赤磐市不妊治療支援事業のご案内



赤磐市では、保険が適用される不妊治療を受けるご夫婦の経済的な負担の軽減を図るため、その医療費の一部を助成しています。

## \*対象者\*

- ・治療開始時にご夫婦（法律上のご夫婦以外（事実婚）も含む）で、申請日において、ご夫婦またはご夫婦のいずれかが本市に住所を有すること。
- ・保険医療機関で保険が適用される生殖補助医療を行うための治療計画の作成を令和8年1月1日以降に受けているご夫婦であること。
- ・申請日において、ご夫婦及び世帯員に市税の滞納がないこと。
- ・治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。

## \*助成内容\*

**助成金の額**・・医療保険適用となる医療費の支払い自己負担額から、高額療養費（保険者が定める規約等により支給された付加（附加）給付金等を含む）を控除した額の2分の1以内。（上限額10万円）

**助成回数**・・子ども1人に対し、妻の年齢が40歳未満の場合は6回まで、40歳以上の場合は3回まで。

※年齢は、いずれも助成対象治療の治療開始日が基準です。

※他の自治体において助成された回数も含まれます。

※助成を受けた後、出産した場合（妊娠12週以降の死産を含む）は、申立てにより出産までに受けた助成回数をリセットすることができます。

## \*支給申請に必要な書類\*

- ①赤磐市不妊治療支援事業助成金支給申請書兼請求書（様式第1号）
- ②赤磐市不妊治療支援事業受診証明書（様式第2号）
- ③赤磐市不妊治療支援事業調剤証明書（様式第3号）
- ④医療機関の発行する領収書および診療明細書（治療期間分の領収書が必要です）
- ⑤婚姻関係にある場合・・本市に住所を有している法律上の夫婦であることを証明する書類  
事実婚の場合・・本市に住所を有していることを証明する書類および事実婚関係にあることを証明する書類  
※証明に関する必要書類の詳細は、裏面①をご確認ください。
- ⑥助成回数のリセットを希望する場合はリセット事由を証明する書類：裏面②
- ⑦その他市長が必要と認める書類



## \*支給申請の方法\*

治療の支払いが終了した日の属する年度の末日（3月31日）までに、申請書類を添えて提出してください。

※ただし、3月15日から3月31日までに支払いを終了した場合は、翌月の4月25日までに提出してください。

（裏面あり）

①赤磐市に住所を有している法律上又は夫婦であることを証明する書類

区分		必要な証明書類
法律上の婚姻関係	夫及び妻が日本国籍を有し、かつ、同一世帯の場合	夫又は妻が世帯主の場合 ・住民票の写し（夫婦分） （続柄を記載のもの）
		夫及び妻が世帯主でない場合 ・住民票の写し（夫婦分） （戸籍の筆頭者及び続柄を記載のもの）
	夫及び妻が日本国籍を有し、かつ、別世帯の場合 ・それぞれの住民票の写し ・戸籍謄本	
	夫又は妻のいずれか一方が外国籍を有し、かつ、同一世帯の場合	夫又は妻が世帯主の場合 ・住民票の写し（夫婦分） （夫婦であることが確認できる続柄を記載のもの）
		夫及び妻が世帯主でない場合 ・住民票の写し（夫婦分） （続柄を記載のもの） ・続柄が確認できない場合は、日本国籍を有する者の戸籍謄本
	夫又は妻のいずれか一方が外国籍を有し、かつ、別世帯の場合 ・それぞれの住民票の写し ・日本国籍を有する者の戸籍謄本	
	夫及び妻が外国籍を有し、かつ、同一世帯の場合 ・住民票の写し（夫婦分） （夫婦であることが確認できる続柄を記載のもの） ・続柄が確認できない場合は、婚姻をしていることを証明する書類 （外国語による書類の場合は日本語訳を添付）	
	夫及び妻が外国籍を有し、かつ、別世帯の場合 ・それぞれの住民票の写し ・婚姻をしていることを証明する書類 （外国語による書類の場合は日本語訳を添付）	
事実上の婚姻関係	夫婦が事実婚である場合 ・それぞれの住民票の写し ・事実婚関係に関する申立書（様式第4号）	

②助成回数のリセット事由を証明する書類

リセット事由	必要な証明書類
出産	・住民票の写し （リセット事由となる子が記載のもの）
死産（妊娠12週以降のもの）	・死産届又は死産が確認できるもの

※住民票の写しは、発行日から3カ月以内のもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないものをご用意ください。

《問い合わせ・申請先》

赤磐市 健康増進課

TEL086-955-1117

